

日医FAX ニュース



日医FAXニュース
編集・発行：日本医師会 (03-3946-2121)

■ 医療従事者優先接種で医師会と調整を

— 厚労省 —

厚生労働省健康局は2月5日付で、新型コロナウイルス感染症ワクチンの医療従事者向け優先接種について、3月半ばまでに接種体制を構築できるよう計画的に準備を進めることを求めた局長通知(健発0205第7号)を都道府県などに出した。都道府県医師会や管内の医療機関と調整をするよう、要請している。

通知ではまた、高齢者をはじめとする住民向けの接種に向け、これから接種体制を構築する市町村の「予防接種実施計画」の策定状況を確認するなど、接種体制の進行管理に努めることも都道府県に求めた。

住民向け接種は「早くても4月1日からの開始を予定」とし、市町村にとって「過去に例のない大規模な予防接種事業」になると指摘。市町村からの相談に応じるなど、支援体制を構築するよう依頼した。

特に、集団接種会場での医師・看護師の確保や、地域の病院・診療所の接種への協力を得るのが困難な市町村もあることを踏まえ、医療従事者の確保に向けて「都道府県医師会

や管内医療機関との調整に積極的に取り組むようお願いする」と記載した。

【メディファクス】

■ コロナ抗体保有率、5都府県で1%未満

— 田村厚労相「集団免疫ない」 —

田村憲久厚生労働相は2月5日の閣議後会見で、昨年12月に5都府県の住民約1万5000人に行った新型コロナウイルスの抗体検査の結果を発表した。

抗体保有率は東京で0.91%、大阪で0.58%など、いずれも1%未満だった。田村厚労相は「多くの人が新型コロナウイルスにかかり、集団免疫があるという話では全然ない」と指摘。引き続き感染防止に努力を傾ける必要があると強調した。

抗体保有率の調査は1都府県当たり3000人前後を対象としており、東京と大阪以外は、宮城0.14%、愛知0.54%、福岡0.19%。調査は2回目で、3都府県が対象の昨年6月の前回調査では、抗体保有率は東京0.1%、大阪0.17%、宮城0.03%だった。

【メディファクス】

■ 感染拡大防止へ、補正事業交付要綱通知

— 厚労省 —

厚生労働省は2月3日、2020年度第3次補正予算に盛り込んだ「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」の交付要綱を事務次官名で都道府県に通知(厚生労働省発医政0203第5号)した。併せて、周知を求める事務連絡も出した。補

助金は診療・検査医療機関（仮称）だけでなく、院内で感染拡大防止に取り組む医療機関・薬局なども対象になる。

通知した交付要綱は、3次補正予算に盛り込んだ、▽診療・検査医療機関の感染拡大防止等の支援＝212億円▽医療機関・薬局等の感染拡大防止等の支援＝858億円—に関する内容。医療機関や薬局がそれぞれの機能・規模に応じた地域の役割分担の下で、感染拡大を防ぎながら医療を提供できる体制を確保することを目的としている。

補助対象は、診療・検査医療機関のほか、院内などで感染拡大を防ぐための取り組みをする、▽保険医療機関▽保険薬局▽指定訪問看護事業者▽助産所—も含める。そのほか、

「20年度インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業」による補助を受けた医療機関のうち、同事業の補助基準額が一定基準よりも低い医療機関も対象にする。

対象経費は、20年12月15日から21年3月31日までに要する、感染拡大防止や診療体制確保などに使う費用で、賃金や会議費、旅費、消耗品費などの需用費、備品購入費など幅広く活用できる。ただし、12月14日以前より勤務している人と、通常の医療の提供を行う人に関する人件費は対象外になる。

補助基準額の上限は、設定した区分ごとに定めた。診療・検査医療機関は100万円。感染拡大防止策を取る医療機関・薬局などは、病院・有床診療所（医科・歯科）は「25万円＋5万円×許可病床数」となる。無床診療所（医科・歯科）は25万円。薬局・訪問看護事業者・

助産所は20万円などとなっている。

●間に合わない場合は来年度対応の予定

交付は、20年度事業の申請期限である2月28日までに申請書を提出した医療機関などには、審査を行った上で20年度に決定する。28日に申請が間に合わない場合は「3次補正予算の経費を来年度に繰り越し、21年度に対応する予定」（医政局医療経営支援課）だ。こうした、21年度からの経費が補助対象になるケースの詳細については「後日あらためて示す」とした。なお、20年度事業の補助を受けた施設は、21年度実施分は対象外となる。

【メディアファクス】

■ 感染症法等の一部改正で局長通知

— 厚労省 —

厚生労働省健康局長は2月3日、局長通知「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の改正について」（健発0203第2号）を都道府県などに出した。同日の「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」の公布に伴い、感染症法と検疫法の一部改正（13日施行）の趣旨などを示し、周知を求めている。厚労省は後日、関連のQ&Aも発出する予定。

感染症法の一部改正は、▽新型コロナウイルス感染症の法的位置付け▽国と地方自治体間の情報連携▽宿泊療養などの対策の実効性確保▽国と地方自治体の役割・権限の強化—などに関するもの。

国と地方自治体の役割・権限強化に関する項目では、厚生労働大臣または都道府県知事などは、緊急の必要があると認めるときは、

医療関係者・民間などの検査機関などに必要な協力を求め、その上で、協力の求めに正当な理由なく応じなかったときは勧告することができる（正当な理由なく勧告に従わない場合は公表することができる）としている。

【メディファクス】

■ 21年度障害サービス改定案を了承

— 厚労省 —

厚生労働省の障害福祉サービス等報酬改定検討チームは2月4日、2021年度障害福祉サービス等報酬改定案を了承した。寝たきりではないものの医療的ケアが必要ないいわゆる「動ける医療的ケア児」への対応を進め、家族の負担を減らすことを念頭に、障害児通所サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス）で受け入れるための仕組みなどを盛り込んでいる。今後は1カ月間程度のパブリックコメントを経て、3月下旬までに関係告示を改正する見通し。

障害児通所サービスでは、一般型の事業所で医療的ケア児を直接評価する基本報酬を創設し、「動ける医療的ケア児」にも対応した新たな判定スコアで評価できるようにする。医療の程度に応じて看護職員の配置を「3対1（新スコア15点以下の児）」「2対1（同16～31点）」「1対1（同32点以上）」とすることを想定し、配置した場合は必要な額を手当てする。

重心型の事業所では看護職員加配加算の要件を緩和し、「8点以上の医療的ケア児5人以上」から「その事業所の医療的ケア児の合計点数40点以上」に変更。点数が大きい医療

的ケア児であれば、5人以上に限らず柔軟に受け入れが進むようにする。

21年度改定率はプラス0.56%増。このうち0.05%相当分は新型コロナのかかり増し経費として、21年9月末までの時限的な措置として織り込んだ。

【メディファクス】

■ 医療従事者支援制度、100万人突破

— 申込みは15日まで —

日本医師会が実施している「新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度」の加入者が100万人を突破したことが分かった。速報ベースで累計の加入者は103万9878人、加入医療機関は1万5877施設となった。

同制度は医療従事者が同感染症にかかり、労災事故として認定された場合、労災保険等からの給付に加えて、補償金を給付する仕組み。死亡した場合は500万円、4日以上休業した場合は20万円を給付する。年間保険料は医療従事者1人当たり1000円だが、医療資格者は国や医療団体の補助金を充当することができ、無料になるケースもある。

同制度の募集は今年3月開始分までとなっており、締め切りは2月15日。日本医療機能評価機構の特設サイト

(<https://jcqhc.or.jp/w-comp>)から申し込むことができる。

【メディファクス】

【お知らせ】

2月12日（金）付の日医FAXニュースは休刊となります。次回の送信は16日（火）となりますので、予めご承知おきください。

日医広報課